四一〇〇の一、四一〇〇の二、四一〇一の一、四一〇一の二、四一〇二の一、四一〇二の二、四一〇三の一、四一〇三の二、四一〇五、四一〇五の子、四一一五、四一一六の一、四一一七から四一一九まで、四一一九の子、四一一九の丑、四一二〇から四一二八まで、四一二九の一、四一二九の二、四一三〇の一から四一三〇の四まで、四一三一の一、四一三一の二、四一三二の一、四一三二の二、四一三三、四一三四の甲、四一三四の乙、四一三五から四一三七まで、四一三九の一、四一三九の二、四一四〇の一、四一四〇の二、四一四一の一、四一四一の二、四一八六から四一九一まで、四一九二の一、四一九二の二、四一九三の一、四一九三の二、四一九四の一、四一九四の二、四一九五、四一九六の甲、四一九六の乙、四一九七、四一九八、四一九九の一、四一九九の二、四二〇〇の一、四二〇〇の二、四二〇一、四二〇二、四二〇三の一、四二〇三の二、四二〇四の一、四二〇四の二、字高畑四二三〇、四二三〇の二、四二三〇の子、四二三一、四二三二の甲、四二三二の乙、四二三三、四二三四の甲、四二三四の乙、四二四五から四二五〇まで、四二五八の二、四二五九の一、四二五九の二、四二五九の三、四二五九の五、四二五九の七、四二六五、四二六六、四二七〇の一、四二七〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県加茂市大字加茂字要害一六五から一六九まで、一七〇の一、一七〇の三から一七〇の五まで、一七〇の子、一七〇の丑

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市森上字巻の田一五一五、一五一六の一、一五一六の二、一五一七、一五一八の一、一五一八の二、一五一九から一五二一まで、一五二二の一、一五二二の二、一五二三から一五二七まで、一五二八の一、一五二八の二、一五二九、一五二九の子、一五三〇、一五三〇の子、一五三〇の丑、一五三一の一、一五三二の一、一五三三、一五三四、一五四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市塩沢字堂林横根平二〇九八の三、二〇九八の四、二〇九八の三〇、二〇九八の三一、字横根平中ツルネ二〇九九、字堂林二三三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県三条市大谷地字崩一五六九から一五七七まで、一五七九の一から一五七九の六まで、一五八〇から一五八四まで、一五八五の一、一五八五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市西川口字相川口一八七、一八八の一、一八八の二、一八九、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六の二、二〇七の一、二〇八、二二七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字古長字深谷中峯四〇八の一、字深谷西平四一四、四一五、大字別宮字家ノ上エ一二、一八、大字中村字大徳谷東平中一〇〇七の一、一〇〇七の二、字大徳谷西平一〇一一の一、一〇一三、一〇一四の一から一〇一四の三まで、一〇一五の一から一〇一五の三まで、一〇一六の一、字大徳ノ上一〇三六、一〇三七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)